

## 入札についての公募

平成 30 年 1 月 12 日

日本銀行では、本支店で 30 年度に使用する機械化消耗品の調達先を選定するに当たり、一般競争入札への参加者を以下の要領で公募します。

日本銀行文書局長

### 1. 電子入札システムの利用

本調達には「日本銀行電子入札システム」（ログインページ <https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAcceptor/index.jsp?KikanNo=1390400>。以下、「電子入札システム」という。）を利用した入札手続により実施するものとする。

なお、「紙」による入札書等の提出は不可とする。

### 2. 入札に付す事項

#### (1) 調達対象物品等

調達対象物品および品目数は別紙のとおり。

- 入札をしようとする品目の適否については、日本銀行が審査する。
- 入札は、別紙の類型番号毎に行うが、当該類型において指定する全品目を納入することが条件であり、一部品目だけの入札は認めない。
- 詳細は入札説明書（電子入札システムにより交付。詳細は後述）による。

#### (2) 発注方法

日本銀行の本店が、インターネット上のシステム<sup>(注)</sup>を利用して商品を発注する。

(注) インターネット上の購買業務支援システムで、日本銀行が選定した業者の商品をシステムに登録することにより、インターネットの専用サイトから商品の発注を行うことが可能。

- インターネット上のシステムの名称等の詳細については、入札説明書による。

#### (3) 発注および納品の頻度

インターネットによる発注は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、日本銀行の本店が、インターネット上のシステムを利用して随時行う。

この間の納品回数については、類型番号毎に異なる。詳細は入札説明書による。

(4) 納入場所・納入期限

納入場所および納入期限は、類型番号毎に異なる。詳細は入札説明書による。

(5) 入札金額

品目毎の単価（消費税および地方消費税を含む）に調達予定数量を乗じて得た金額を、全品目について合算した総額とする（詳細は入札説明書による）。

—— 落札先は、入札書の内訳として、日本銀行が作成した「入札品目リスト（入札単価表）」を別途提出すること。

(6) 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

3. 入札参加資格

次の要件を全て満たす者に限り、入札に参加することができる。

(1) 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあつては契約締結のための必要な同意を得ている者。

(2) 下記のイ、～ハ、に該当しない者。

イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。

ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。

ハ、前イ、ロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。

(3) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当する措置に限る。）を受けていない者。

イ、措置の効果が日本銀行文書局との契約に及ぶ場合

ロ、措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合

(4) 自己、自社若しくはその役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと。

(5) 「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと。

(6) 予算決算及び会計令第 72 条に基づき、中央官庁が定める平成 28・29・30 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、「物品の製造」もしくは「物品の販売」の営業品目（詳細は別紙参照）において、類型番号毎に指定する等級以上の格付を有している者、またはそれと同等の経営状況にあると日本銀行が認めた者。

- (7) 本件業務に係る連絡・調整等を行う営業拠点を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のいずれかに有する者であること。
- (8) 調達等対象物品にかかる「出荷（販売）証明書」または「納入保証書」が提出できる者であること。
- (9) 入札説明書の交付を受けている者であって、かつ日本銀行の入札参加資格に関する審査を受け、これに合格した者。

#### 4. 電子入札システムによる入札手続

電子入札システムの利用に関する詳細は、入札説明書による。なお、電子入札システムへの新規利用参加に関する手続きは、日本銀行ホームページ「調達関連情報」—「電子入札システム」を参照のこと。

- (1) 電子入札システムへの新規利用者登録申請期限  
平成 30 年 1 月 23 日（火）

- (2) 担当部署

東京都中央区日本橋室町 2-1-1（三井二号館 7 階）

日本銀行 文書局 管財課 管財企画グループ

大坪（電話：03-6214-2104）

小川（電話：03-6214-2116）

#### 5. 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付方法等

5. (2) に記載する交付期間中、入札情報システムにより交付。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj?KikanNO=1390400>

—— このページは、電子入札の利用者登録をしていなくとも、アクセス可能。

なお、郵送、電子メール、FAX 送信による交付は行わない。

- (2) 入札説明書の交付期間

平成 30 年 1 月 12 日（金）9 時から 2 月 1 日（木）16 時の間、日本銀行の毎営業日 6 時から 23 時（入札情報システムの利用可能時間）。

- (3) 本件に関する問合せ先

4. (2) に記載する担当部署と同じ。

#### 6. 事前審査の受付期間等

- (1) 審査受付期間

入札参加希望者は必ず事前審査を受けることとし、平成 30 年 1 月 15 日（月）から 2 月 1 日（木）の期間中、日本銀行の毎営業日 8 時から 20 時の間、電子入札システムで受付ける（最終日は 16 時まで<以下「審査受付期間」という。>）。

なお、上記審査受付期間中に提出された書類または資料に不備があった場合は、同期間中に限りその補正を受付ける。また、審査受付期間満了後であっても、同期間中に入札説明書で定める書類または資料を全て提出している場合に限り、提出された書類または資料に形式的な不備があったときには、下記の補正期限まで、その補正を受付ける。但し、日本銀行は、入札参加希望者に補正するよう通知する義務を負うものではない。

【補正期限】 類型番号毎に別紙のとおり。

- (2) 審査を受ける際の提出書類、提出方法  
入札説明書において指定する。

## 7. 入札・開札の日時等

- (1) 入札締切日時：類型番号毎に別紙のとおり。

—— 入札書受付開始日時以降入札すること。

- (2) 開 札 日 時：類型番号毎に別紙のとおり。

- (3) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより、提出すること。なお、郵送、電子メール、FAX送信による提出は認めない。

## 8. その他

- (1) 入札保証金

全額免除とする。

- (2) 入札の無効等

入札参加資格のない者の行った入札、入札締切日時に間に合わない入札など、入札説明書に記載した無効事由に該当する場合は入札を無効とする。

- (3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行が作成した予定価額以下で最低価額をもって入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書類の作成

要。

- (5) 入札参加に要する費用

全額入札者の負担とする。

- (6) その他

その他の入札に関する詳細は、入札説明書による。

以 上

## 別紙

類型番号	類型名称	品目数	主な品目	入札参加に必要な全省庁統一資格上の「営業品目」(注)	等級	補正期限 入札締切日時 開札日時
14	機械化消耗品①	2	プリンター用紙	「紙・紙加工品類」、「フォーム印刷」、「その他印刷類」もしくは「事務用品類」	C	2月7日(水)16:00 2月9日(金)16:00 2月13日(火)10:30
15	機械化消耗品②	7	トナーほか	「事務用品類」もしくは「事務用機器類」	C	2月9日(金)16:00 2月14日(水)16:00 2月15日(木)10:30
16	機械化消耗品③	7	検知タグ付LTOほか	「事務用品類」、「事務用機器類」もしくは「電気・通信用機器類」	C	2月13日(火)16:00 2月15日(木)16:00 2月16日(金)14:00

(注) 営業品目について特に断りのない場合は、「物品の製造」もしくは「物品の販売」における営業品目を指す。